

愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成 16 年 12 月

(平成 20 年 3 月改訂)

(平成 27 年 6 月改訂)

(平成 30 年 3 月改訂)

(令和 5 年 3 月改訂)

愛 知 県

第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項	
第1節 経緯	1
第2節 趣旨	2
第3節 計画の基本的事項	2
1 計画期間	2
2 計画の対象	2
3 基本的方針	3
4 処分期間等	4
5 その他	4
第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	
第1節 現状	5
1 PCB廃棄物の保管量	5
2 PCB使用製品の所有量	6
第2節 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	7
1 高濃度PCB廃棄物	7
2 低濃度PCB廃棄物	7
第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制	
第1節 PCB廃棄物の処理体制	8
1 高濃度PCB廃棄物	8
2 低濃度PCB廃棄物	9
第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策	9
1 保管事業者及び所有事業者の責務及び役割	9
2 処分業者等及び収集運搬業者等の責務及び役割	10
3 県及び県内の26条政令市の責務及び役割	11
第3節 PCB廃棄物の処理施設の整備	11
第4節 PCB廃棄物の広域的な処理の体制	11
第5節 PCB廃棄物の収集運搬体制の確保	12
第6節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進	12
第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	
第1節 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置	13
1 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品	13
2 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品	14
第2節 監視及び指導の徹底	14
第3節 関係者相互の連携	15
第4節 緊急時の対応	15
第5節 県民の理解を深めるための方策	16
第6節 その他必要な事項	16

第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項

第1節 経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性に優れており、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件の発生等をきっかけに、その有害性が問題とされ、昭和47年にはPCBの新たな製造が中止され、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が原則として禁止となった。

一方、PCBの処理体制の整備が停滞し、変圧器及びコンデンサーを始めとしたPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）による保管が長期にわたり継続する中、PCB廃棄物の紛失等に伴う環境汚染の発生が懸念される状況となった。

このため、国は、平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）を制定し、保管事業者に対し、PCB廃棄物の保管状況等の届出や平成28年7月までの処理を義務づけるとともに、高濃度PCB廃棄物の処理のため、日本環境安全事業株式会社（現「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」）を活用し、全国5か所に拠点的広域処理施設の整備が進められた。

また、平成21年には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において、無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物が追加され、当該制度により低濃度PCB廃棄物の処理が開始された。

これらにより、県及び県内のPCB特別措置法第26条第1項の政令で定める市（以下「26条政令市」という。）は、保管事業者に対して廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守や、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、迅速かつ適正なPCB廃棄物の処理委託を指導してきた。

また、東海4県（愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県）及び4県内の26条政令市で構成する「PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会」（以下「東海地区広域協議会」という。）を設置し、地区内のPCB廃棄物の処理を推進するため、国及び関係自治体と必要な調整を実施してきた。

こうした中、PCB特別措置法の施行後に微量のPCBに汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における高濃度PCB廃棄物の処理が想定よりも遅れていることなどから、国は、平成24年12月に、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理の期限を、令和9年3月に改めるとともに、平成26年6月には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を変更し、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に処分委託を行う期限である「計画的処理完了期限」と、今後新たに発生するPCB廃棄物や処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間である「事業終了準備期間」を設定した。

更に、平成28年にはPCB特別措置法を改正し、計画的処理完了期限前の「処分期間」内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を処分委託又は廃棄すること等を義務付けるとともに、都道府県知事等の報告徴収及び立入権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行等を新たに制定した。

令和元年には、PCB特措法施行規則等が改正され、基本計画を変更し、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等について、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下のものを低濃度PCB廃棄物とし、無害化処理認定制度の対象に追加している。

また、令和4年には、高濃度PCB廃棄物の処理の見通しを踏まえ基本計画を変更し、高濃度PCB廃棄物の処理体制の見直しを行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各処理施設の事業終了準備期間も活用して処理を実施することとしている。

一方、電気事業法では、既に設置されているPCB使用電気工作物については、引き続き使用が認められてきたが、平成13年のPCB特別措置法の制定に併せて同法電気関係報告規則が改正され、PCB使用工作物の使用及び廃止の状況を届け出ることが義務付けられた。更に、平成28年のPCB特別措置法の改正に併せた電気事業法に基づく経済産業省令等の改正により、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、使用禁止等の措置を講ずることとされた。

現在、東海4県の高濃度PCB廃棄物については、地元自治体及び地元住民の理解と協力の下に設置された、大型変圧器・コンデンサー等^(注1)を処理対象とする豊田PCB処理事業所並びに安定器及び汚染物等^(注2)を処理対象とする北九州PCB処理事業所においてそれぞれ処理されている。これにより、県内の高濃度PCB廃棄物のうち、大型変圧器・コンデンサー等については平成17年9月から令和3年度末までに99%が、安定器及び汚染物等については平成21年7月から令和3年度末までに85%が処理されている。

(注1) 高濃度のPCBを使用した変圧器及び3kg以上の電気機器が廃棄物となったもの、高濃度のPCBを使用したコンデンサー及び3kg以上の電気機器が廃棄物となったもの並びに廃PCB及びPCBを含む廃油の総称（以下同じ）。

(注2) 高濃度のPCBを使用したコンデンサーのうち3kg未満のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度PCB廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたもの（以下同じ）。

第2節 趣旨

PCB特別措置法では、国は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定し、また、都道府県及びPCB特別措置法第7条第1項の政令で定める市（県内では豊田市が指定されている。）は、この基本計画に即してPCB廃棄物処理計画を策定することが義務づけられている。

このため、県は、安全・安心な県土の確保を目ざし、県内におけるPCB廃棄物を、適正に保管し、確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、PCB特別措置法第7条の規定に基づき、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「県処理計画」という。）を平成16年12月に策定した。

この県処理計画は、令和元年12月及び令和4年5月に変更された基本計画に即して改訂を行ったものである。

第3節 計画の基本的事項

1 計画期間

本計画は、PCB特別措置法第14条に基づき同法施行令第7条で定める処分の期間である令和9年3月31日までを計画期間とする。

2 計画の対象

本計画は、愛知県内にあるPCB特別措置法第2条第1項に定めるPCB廃棄物^(注1)及び同条第3項に定めるPCB使用製品^(注2)（いずれも豊田市内分を除く。以

下同じ。)を対象とする。

なお、PCB廃棄物の種類は、以下のとおりである。

(注1) PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの

(注2) PCB原液又はPCBを含む油若しくはPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品

① 高濃度PCB廃棄物

PCB特別措置法第2条第2項に定めるPCB廃棄物

- ・ PCB原液が廃棄物となったもの
- ・ PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの重量割合が0.5%を超えるもの
- ・ PCBが塗布され、染み込み、付着し又は封入された物が廃棄物となったもののPCBを含む部分の重量に占める当該部分に含まれているPCBの重量の割合が、表1-3-1で定める基準を超えるもの

表1-3-1 高濃度PCB廃棄物の種類と基準

廃棄物の種類	基準
汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちPCBを含む部分 1kgにつき100,000mg
廃プラスチック類のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類 1kgにつき100,000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物 1kgにつき5,000mg

② 低濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物

3 基本的方針

- ① PCB特別措置法の未届けのPCB廃棄物及び使用中であるPCB使用製品等、今後処理が見込まれるすべてのPCB廃棄物の把握に努めるとともに、PCB特別措置法及び基本計画に定める期間内における適正な処理を推進する。特に高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所における処理事業の終了を考慮し、1日でも早く、確実に処理を完了する。
- ② 県、県内の26条政令市、国、保管事業者、PCB使用製品を所有する事業者(以下「所有事業者」という。)並びにPCB廃棄物を処理できる施設を設置する特別管理産業廃棄物処分業者、PCB廃棄物の無害化処理認定事業者及び自らPCB廃棄物の処分を行う者(以下「処分業者等」という。)並びにPCB廃棄物を収集運搬する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者(以下「収集運搬業者等」という。)等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的な処理の推進を図る。

- ③ PCB廃棄物の把握、適切な保管及び早期処理の促進のため、事業者に対して周知・啓発を継続的に実施するとともに、PCB特別措置法に基づく保管届出等により、処理状況等を適切に把握するなど、本計画の進行管理を実施していく。

4 処分期間等

高濃度PCB廃棄物の処分期間等は、PCB特別措置法第10条第1項及び基本計画に基づき表1-3-2に示すとおりとする。ただし、計画的処理完了期限までの処分委託が確実であり、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と契約等を締結しており、知事又は26条政令市の長に届け出た保管事業者においてはPCB特別措置法第10条第3項に基づき、処分期間の末日から1年を経過した日（特例処分期限日）までとする。

なお、令和4年5月の基本計画の変更により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各処理施設の事業終了準備期間も活用して処理を行うこととしている。

また、低濃度PCB廃棄物の処分は、PCB特別措置法第14条に基づく法定期限である令和9年3月31日までに行わなければならない。

表1-3-2 PCB廃棄物の処分期間等

PCB廃棄物の種類		処理施設	処分期間 の末日	計画的処理 完了期限日	事業終了 準備期間
高濃度 PCB 廃棄物	大型変圧器・コンデンサー等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年4月 1日から令和 8年3月31 日まで
	安定器及び汚染物等 (小型電気機器の 一部に限る。)				
	安定器及び汚染物等 (小型電気機器の 一部を除く。)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	令和3年 3月31日	令和4年 3月31日	令和4年4月 1日から令和 6年3月31 日まで
低濃度 PCB 廃棄物	全てのもの	低濃度PCB廃棄物処理施設 ^(注1)	(令和9年3月31日) ^(注2)		

(注1) 低濃度PCB廃棄物の処理に関し、廃棄物処理法第15条の4の4に基づき環境大臣が認定した無害化処理認定事業者の設置する処理施設若しくは保管事業者が自ら、又は同法第14条の4に基づき知事が許可した特別管理産業廃棄物処分業者が設置する同法第15条に基づき知事が設置を許可したPCB廃棄物の処理を行う産業廃棄物処理施設（以下同じ）。

(注2) PCB特別措置法第14条に基づく法定期限

5 その他

本計画は、国の基本計画の見直し及びPCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

第1節 現状

1 PCB廃棄物の保管量

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から届出された令和3年3月31日現在の高濃度PCB廃棄物の種類別の保管量は表2-1-1のとおりであり、県内においては、変圧器及びコンデンサーが31,650台、安定器は約12万台、感圧複写紙は約1.4トンが保管されていたが、これらについては、北九州PCB処理事業所で処理されることとなる安定器等を除いて、既にほぼ処分されたものと考えられる。

また、低濃度PCB廃棄物の種類別の保管量は表2-1-2のとおりであり、県内においては、変圧器及びコンデンサーが6,874台、安定器は約0.4万台、感圧複写紙は約0.3トンが保管されている。

表2-1-1 高濃度PCB廃棄物保管量

令和3年3月31日現在

廃棄物の種類	保管量
変圧器（トランス）	46台
コンデンサー（3kg以上）	1,551台
コンデンサー（3kg未満）	30,053台
安定器	124,998台
PCBを含む油	6.0トン
その他の機器	278台
感圧複写紙	1.4トン
ウエス	4.1トン
汚泥	1.3トン
塗膜	0トン
その他	73.2トン

表2-1-2 低濃度PCB廃棄物保管量

令和3年3月31日現在

廃棄物の種類	保管量
変圧器（トランス）	2,559台
コンデンサー（3kg以上）	1,744台
コンデンサー（3kg未満）	2,571台
柱上変圧器（柱上トランス）	13,953台
安定器	4,075台
PCBを含む油	34.0トン
OFケーブル	0トン
その他の機器	1,551台
感圧複写紙	0.3トン

ウエス	73.0 トン
汚泥	8.5 トン
塗膜	190.6 トン
その他	130.4 トン

(注)「その他の機器」は変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器であり、「その他」は「その他の機器」等を含む全ての廃棄物の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

2 PCB使用製品の所有量

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の事業者から届出された令和3年3月31日現在のPCB使用製品の種類の所有量を基に作成したPCB使用製品の所有量は、表2-1-3のとおりである。このうち、高濃度PCB使用製品については、北九州PCB処理事業所で処理されることとなる安定器等を除いて、既にほぼ処分されたものと考えられる。

表2-1-3 PCB使用製品の所有量

令和3年3月31日現在

高濃度PCB 使用製品の種類	事業場数	所有量	低濃度PCB 使用製品の種類	事業場数	所有量
変圧器(トランス)	5	8台	変圧器(トランス)	448	2,770台
コンデンサー (3kg以上)	23	108台	コンデンサー (3kg以上)	43	211台
コンデンサー (3kg未満)	3	81台	コンデンサー (3kg未満)	8	30台
柱上変圧器 (柱上トランス)	0	0台	柱上 変圧器 (柱上ト ランス)	電力会社 以外	7 21台
				電力会社 (全国)	15 5,854台
安定器	61	2,765台	安定器	—	—台
PCBを含む油	1	0トン	PCBを含む油	4	1.0トン
OFケーブル	0	0トン	OFケーブル	0	0トン
その他の機器	1	31台	その他の機器	71	502台
感圧複写紙	0	0トン	感圧複写紙	0	0トン
ウエス	0	0トン	ウエス	0	0トン
汚泥	0	0トン	汚泥	0	0トン
塗膜	0	0トン	塗膜	8	454.4トン
その他	1	0.003トン	その他	30	56.4トン

(注)「その他の機器」は変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器であり、「その他」は「その他の機器」等を含む全ての廃棄物の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。



高圧変圧器



高圧コンデンサー



安定器（蛍光灯用）

第2節 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

1 高濃度PCB廃棄物

本章第1節に基づく令和3年3月31日現在の高濃度PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込みは表2-2-1のとおりである。

表2-2-1 高濃度PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

種類	保管量	発生量 ^(注1)	処分見込み量 令和3年度～	(参考) 処分実績 ^(注2) ～令和2年度
変圧器(トランス)	46台	8台	54台	786台
コンデンサー (3kg以上)	1,551台	108台	1,659台	32,161台
PCBを含む油	6.0ト	0ト	6.0ト	72.3ト
その他の機器	278台	31台	309台	890ト
その他	73.2ト	0.003ト	73.2ト	
コンデンサー (3kg未満)	30,053台	81台	30,134台	
安定器	124,998台	2,765台	127,763台	
感圧複写紙	1.4ト	0ト	1.4ト	
ウエス	4.1ト	0ト	4.1ト	
汚泥	1.3ト	0ト	1.3ト	
塗膜	0ト	0ト	0ト	

(注1)「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量である。

(注2) 処分実績は豊田PCB処理事業所及び北九州PCB処理事業所の処理実績を記載。なお、大型変圧器・コンデンサー等以外の高濃度PCB廃棄物については、北九州PCB処理事業所の処理物として整理した。

2 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品は、PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多いといった課題を踏まえ、国において、今後、正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討することとされており、検討内容を踏まえて処分量の把握に努める。

また、電力会社等が保有する大型機器等については、低濃度PCB廃棄物の処分

量の把握に努め、PCB廃棄物無害化処理認定事業者により処分することとしている。

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制

第1節 PCB廃棄物の処理体制

1 高濃度PCB廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、豊田市細谷町地内に拠点的広域処理施設として豊田PCB処理事業所を設置し、東海4県を処理対象区域として、高濃度PCB廃棄物の処理を平成17年9月から開始している。

なお、平成28年7月に変更された基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行っている。

令和元年には、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等については、PCB濃度が5,000mg/kgを超えから100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等は低濃度PCB廃棄物処理施設により処理されることとなった。

更に、令和4年5月に変更された基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所の事業終了準備期間も活用して処理を行うこととなった。

① 大型変圧器・コンデンサー等

中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所では、大型変圧器・コンデンサー等の処理を平成17年9月から開始しており、平成28年1月からは大阪PCB処理事業所で処理困難な一部機器についても処理している。また、令和4年5月に変更された基本計画に基づき、北九州PCB処理事業所の事業終了後に発覚した北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等の一部について、事業終了準備期間も活用して処理することとしている。

豊田PCB処理事業所の施設の概要は表3-1-1のとおりである。

表3-1-1 中間貯蔵・環境安全事業(株)豊田PCB処理事業所の施設の概要

項目		内容	
設置場所		豊田市細谷町三丁目1番地1	
処理区域		愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県 大阪PCB処理事業対象地域の一部機器 北九州PCB処理事業対象地域の一部機器	
処理能力等	PCB	1.6トン/日	
	処理方式	脱塩素化分解方式	
	容器・部材	10.8トン/日	2.7トン/日
	処理方式	溶剤洗浄法	真空加熱分離法
処理開始		平成17年9月	
処分期間の末日		令和4年3月31日	
計画的処理完了期限		令和5年3月	
事業終了準備期間		令和5年4月～令和8年3月	

(注1) PCB処理能力は、PCB(濃度100%)の分解能力である。

(注2) 豊田PCB処理事業所で処理できない一部のコンデンサー（ポリプロピレンコンデンサー）については、大阪PCB処理事業所（大阪市此花区）で処理する。

② 安定器及び汚染物等

安定器及び汚染物等の処理については、小型電気機器の一部を中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所で処理し、それ以外のものを同社北九州PCB処理事業所で処理している。

なお、令和4年5月に変更された基本計画に基づき、事業終了準備期間も活用し、未処理の安定器等について処理することとしている。

北九州PCB処理事業所の施設の概要は表3-1-2のとおりである。

表3-1-2 中間貯蔵・環境安全事業(株)北九州PCB処理事業所の安定器及び汚染物等の処理に係る施設の概要

項目		内容
設置場所		福岡県北九州市若松区響町一丁目 62 番 24
処理区域 (安定器及び汚染物等)		豊田PCB処理事業対象地域 北九州PCB処理事業対象地域 大阪PCB処理事業対象地域
処理能力等	容器・部材	10.4 トン/日
	処理方式	プラズマ溶融分解方式
処理開始		平成 21 年 7 月
処分期間の末日		令和 3 年 3 月 31 日
計画的処理完了期限		令和 4 年 3 月
事業終了準備期間		令和 4 年 4 月～令和 6 年 3 月

2 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物については、低濃度PCB廃棄物処理施設において処理することとする。

県内では、中部電力株式会社が、自社が保有する柱上変圧器を自ら処分するため、名古屋市港区内において、柱上変圧器由来の低濃度のPCBを含む絶縁油の処理を平成17年2月から平成31年3月まで行うとともに、海部郡飛島村内において、低濃度のPCBを含む絶縁油が付着した容器・部材の処理を平成20年5月から平成31年3月まで行っていた。

なお、令和5年1月時点では、東芝環境ソリューション株式会社が株式会社JERAの火力発電所において、株式会社かんでんエンジニアリングが電源開発株式会社の水力発電所において、電気機器（大型変圧器）を処理する計画で無害化処理の認定を受けている。

第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

1 保管事業者及び所有事業者の責務及び役割

保管事業者は、PCB特別措置法に基づき、高濃度PCB廃棄物については、中

間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所における計画的処理完了期限内（事業終了準備期間を活用して処理が実施される場合はその期間を含む。以下同じ。）のできる限り早期に処理が完了するよう処分委託を確実に行わなければならない。また、低濃度PCB廃棄物については令和9年3月31日までに、自ら処分又はPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業者若しくはPCB廃棄物無害化処理認定事業者（以下「処分業者」という。）に委託することで、計画的かつ適正にPCB廃棄物を処分しなければならない。また、PCB廃棄物が処理されるまでの間は、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法に基づく保管基準に従って適正に保管しなければならない。

高濃度PCB使用製品の所有事業者は、PCB特別措置法又は電気事業法に基づき、計画的かつ適正に廃棄しなければならない。低濃度PCB使用製品の所有事業者は、できる限り早期に廃棄するよう努める。

また、保管事業者及び所有事業者は、次の責務及び役割を履行しなければならない。

- ・ 保管事業者は、PCB廃棄物の保管から処分に至るまでの業務を適切に行わせるため、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- ・ 保管事業者及び所有事業者は、PCB特別措置法又は電気事業法に基づき、保管、所有及び処分の状況を知事、県内の26条政令市長又は中部近畿産業保安監督部長に毎年届け出る。
- ・ 保管事業者及び所有事業者は、処分に当たり、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、できる限り早期に確実かつ適正に処分するため、処分業者と調整を行った上で、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。
- ・ 保管事業者及び所有事業者は、PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県及び県内の26条政令市が実施する施策に協力する。

2 処分業者等及び収集運搬業者等の責務及び役割

処分業者等は、処理施設の整備及び稼動に際して、廃棄物処理法に定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法に定める処分の基準を遵守しなければならない。更に、次の責務及び役割を履行しなければならない。

- ・ 安全性の観点から、定期的に処理施設を点検整備する。
- ・ PCB廃棄物を、できる限り早期に、確実かつ適正に処理が実施できるよう、受入基準、受入計画を定め、保管事業者及び収集運搬業者等と十分な連絡調整を行い、計画的な処理が進むように努める。
- ・ 長期間の保管により、生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるPCB廃棄物について、県又は県内の26条政令市から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。
- ・ PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設の積極的な公開を行い、住民の理解と信頼を得るように努める。
- ・ 緊急時の応急措置、連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルを整備し、この

マニュアルに基づく具体的作業手順等を作業従事者に対し教育を行うものとし、必要に応じ緊急時を想定した模擬訓練を実施する。

- ・ P C B 廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県及び 26 条政令市が実施する施策に協力する。

また、収集運搬業者等は、P C B 廃棄物の収集運搬にあたり、廃棄物処理法に定める基準を遵守しなければならない。更に、国が定めた「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」又は「低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守し、安全かつ効率的な収集運搬を行うとともに、保管事業者及び処分業者等と相互に調整を図り、確実かつ適正な収集運搬に努めるものとする。

3 県及び県内の 26 条政令市の責務及び役割

県及び県内の 26 条政令市は、その区域内に存在する P C B 廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度 P C B 使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有の状況を実地に把握するとともに、必要な調査を行った上で、保管事業者、所有事業者、収集運搬業者等及び処分業者等に対し、立入検査等を通じて廃棄物処理法及び P C B 特別措置法の遵守を指導徹底する。また、P C B 使用製品の所有事業者に対しては、できる限り早期の代替品への転換を周知・啓発するとともに、保管事業者及び所有事業者に対して、できる限り早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。

更に、県及び県内の 26 条政令市自らも、率先してその保管・所有する高濃度 P C B 廃棄物及び高濃度 P C B 使用製品の処分委託・廃棄を計画的処理完了期限内に一日も早く行うとともに、低濃度 P C B 廃棄物については処分委託を、低濃度 P C B 使用製品については廃棄又は P C B の除去を、できる限り早期かつ確実に行う。

また、P C B 廃棄物の安全かつ効率的な広域の収集運搬及び処理が計画的に進められるよう、関係の県、県内の 26 条政令市及び処分業者等との調整を行い、保管事業者や収集運搬業者等への指導を行う。

更に、環境中の P C B の状況を把握するため、河川などの公共用水域等における P C B の測定を継続して実施する。

このほか、県は、中小企業者、一定規模以下の法人及び個人（以下「中小企業者等」という。）が保有する P C B 廃棄物の処理費用の軽減を目的として、国、産業界と協調して P C B 廃棄物処理基金を造成し、中小企業者等の負担軽減を図っている（本章第 6 節参照）。

第 3 節 P C B 廃棄物の処理施設の整備

県内においては、大型変圧器・コンデンサー等の処理施設として、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が拠点的広域処理施設（豊田 P C B 処理事業所）を稼働させている。

また、低濃度 P C B 廃棄物処理施設については、安全かつ効率的な処理を促進するため、今後さらなる整備が望まれる。

第 4 節 P C B 廃棄物の広域的な処理の体制

県内の P C B 廃棄物の処理施設における円滑な処理や広域的な収集運搬が確実かつ適正に進められるためには、国、県及び 26 条政令市の相互の密接な連携が必要であり、東

海地区広域協議会等を通じて、関係の県及び26条政令市と十分な協議、調整を行う。

また、これらの調整の結果を踏まえて、処理施設への計画的な搬入の方針を定め、保管事業者、収集運搬業者及び処分業者に対し関係の県及び26条政令市が統一的に指導を行うことにより計画的な広域処理を推進する。

なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理にあたり、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理するものについては、当該事業対象地域の広域協議会等と協議、調整を行う。

第5節 PCB廃棄物の収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の収集運搬体制の整備に当たっては、少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、PCB廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模及び処理施設までの距離に応じて適正かつ計画的な搬入が確保される必要があること等を踏まえ、処理能力に見合った収集運搬ができる体制とするとともに、その運搬距離に応じた適切かつ効率的な輸送手段とすることが重要である。

また、PCB廃棄物の処理施設への収集運搬に当たっては、一層の安全性及び効率的かつ計画的な搬入を確保するため、収集運搬業者等による運搬ごとの運行管理及び処分業者等による搬入管理も重要である。

このため、県は、処理施設への計画的な搬入、運搬経路、保管事業者への指導及び緊急時の連絡体制等に関して、東海地区広域協議会等を通じて、関係の県及び26条政令市と協議、調整を行うとともに、収集運搬に当たっては、国が定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守のほか、高濃度PCB廃棄物の収集運搬業者に対しては、GPSを利用した車両運行管理システムの整備を指導し、保管事業者に対しては、計画的な処分の実施を啓発、指導することにより確実かつ適正な収集運搬体制の確保を図る。

更に、収集運搬時の事故等緊急時に適切に対応するため、収集運搬業者に対しては、緊急時の応急措置、連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルの整備や、このマニュアルに基づく作業従事者への教育、緊急時を想定した模擬訓練の実施を指導する。

なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理にあたり、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理するものに係る収集運搬については、処理事業対象地域及び通過地域の広域協議会等とその方法等に関し協議、調整を行う。

第6節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進

廃棄物の処理については、廃棄物処理法第3条に基づき、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められており、PCB廃棄物の処理についても、その保管事業者による費用負担で処理されなければならない。

しかし、PCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物として処理費用が比較的高額となっており、特に変圧器等の大型の機器では、多額の処理費用を要することがある。

このため、中小企業等の負担能力が小さい者にとって経済的に大きな負担となることから、国は平成13年度から、国、都道府県及び産業界の拠出による「PCB廃棄物処理基金」を環境事業団（平成16年4月1日以降は独立行政法人環境再生保全機構に承継）に設置した。この基金により、中小企業者が保管している高濃度PCB廃棄物のうち変圧器等の処理費用の負担軽減が図られ、更に平成26年4月からは、一定規模以下

の法人、個人についてもその負担能力を考慮し、基金による負担軽減の対象となった。

県は、県内の中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物の処理費用の負担の軽減を図り、早期処理を促進するため、平成13年度から平成30年度まで毎年この基金に出えんしている。

PCB廃棄物処理基金の仕組みは図3-6-1のとおりである。

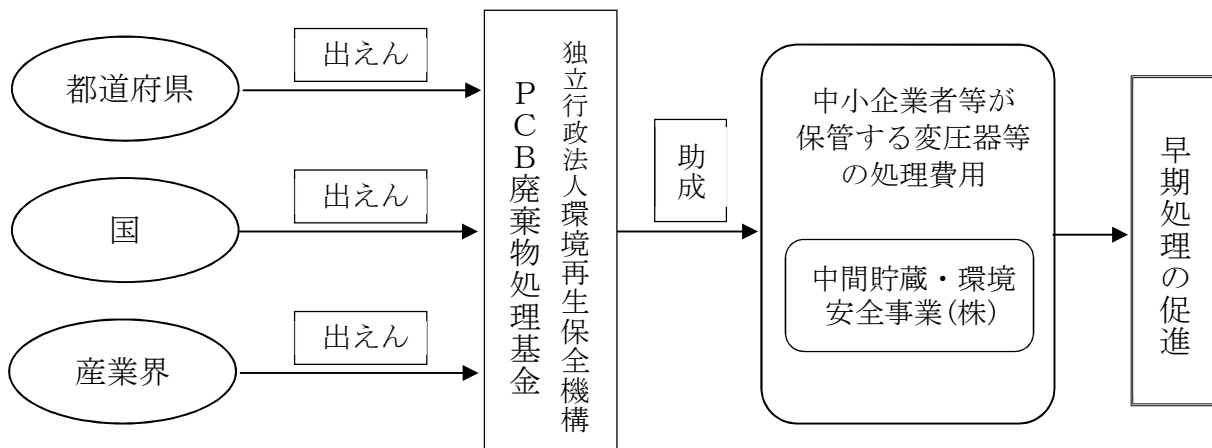


図3-6-1 PCB廃棄物処理基金の仕組み

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

第1節 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置

1 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品

高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品について、本県、26条政令市、国及び関係団体等が連携し、情報交換や保管事業者等への普及啓発を行い、計画的処理完了期限内にすべての処理を終了させるため、保管事業者及び所有事業者が高濃度PCB廃棄物の保管及び高濃度PCB使用製品の所有状況に基づき届出を徹底させること並びに高濃度PCB廃棄物の適正な保管のための措置、処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための措置及び高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限内の計画的な処分のための取組並びに高濃度PCB使用製品の確実な廃棄のための取組を講ずるよう必要な指導等を行う。

なお、PCB特別措置法では、高濃度PCB廃棄物については処分期間内の処理が、高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）については処分期間内の廃棄及び処分が義務付けられており、また、電気事業法では、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、処分期間内の廃止が義務付けられていることから、中部近畿産業保安監督部等と連携し、保管事業者及び所有事業者に対し、一日も早く処分を完了するよう指導等を行う。

更に、電気事業法の電気工作物ではないX線発生装置や無線機、溶接機等、非自家用電気工作物において、その中に高濃度PCB使用製品が組み込まれている事例も発覚していることから、業界団体やWEBページを通じて使用者等への周知を行う。

また、保管事業者による処理及び所有事業者による廃棄の状況を踏まえ、必要な場合には速やかに、PCB特別措置法第12条の規定に基づく改善命令の発出や、同法第13条の規定に基づき行政代執行を行う。

2 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品

低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品については、令和4年3月に国が「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を策定した。今後、全体的な実態の把握や使用中の機器等の交換や廃止、保管中のものの分析や廃棄など、処分委託契約の促進に向けた取り組み、使用中の電気機器や封じ切り電気機器の把握方法及び対象機器の絞り込み方法について、国において検討等が進められる予定となっており、これらの内容を踏まえて、関係業界に対して周知及び適切な指導に努めていく。

なお、低濃度PCB廃棄物については、低濃度PCB廃棄物処理施設において処理を行うこととしており、施設の設置状況について、保管事業者への情報提供に努めていくとともに、今後、一層の処理の推進を図っていく必要がある。

また、現在、国においては、低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化について検討しており、その把握に努めるとともに、関係業界への周知及び適切な指導に努めていく必要がある。

第2節 監視及び指導の徹底

県及び26条政令市は、PCB廃棄物を処分すべき期間内（高濃度PCB廃棄物については計画的処理完了期限内、低濃度PCB廃棄物については令和9年3月31日まで。以下「処分すべき期間内」という。）に確実にかつ適正な処理の推進を図るため、保管事業者、所有事業者、収集運搬業者等及び処分業者等に対して、次のとおり監視、指導を強化する。

- ・ 紛失及び不適正処理の未然防止とともに、処分すべき期間内のできる限り早期のPCB廃棄物の処理又はPCB使用製品の廃棄に向けて、立入検査及び監視パトロールを強化する。
また、保管事業者における保管及び所有事業者の使用実態の把握に努め、PCB廃棄物の適正な保管及びPCB廃棄物の保管状況等届出書の提出、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の徹底を図るとともに、PCB使用製品のできる限り早期の代替品への転換を周知・啓発する。
- ・ 紛失及び不適正処理に対しては、保管事業者又は所有事業者の責任を明らかにして、追跡調査によりPCB廃棄物の回収に努めるとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。
- ・ PCB廃棄物の処分すべき期間内の処理を確実にかつ適正に完了させるため、処分業者等に対して、受入基準及び受入計画の策定を指導するとともに、この受入基準等に基づき、収集運搬業者等に対しては、計画的な搬入を指導する。
また、収集運搬に当たっては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守を徹底するほか、高濃度PCB廃棄物の収集運搬業者に対しては、GPSを利用した車両運行管理システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導する。
なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理にあたり、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理するものに係る収集運搬については、処理事業対象地域及び通過地域の広域協議会等と調整した収集運搬の方法等の徹底を指導する。

- ・ PCB廃棄物は、工場の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、建設業者、解体業者等に対して、他の廃棄物と混在することのないよう、建設リサイクル法に基づく解体等の届出時や、講習会等の機会を通じて、PCB廃棄物の事前点検、適正保管について周知啓発に努める。
- ・ 警察、市町村と連絡を密にし、一体となって不適正処理の防止の徹底を図るとともに、隣接県等との情報交換や、協議・協力体制を充実する。

第3節 関係者相互の連携

県は、国、関係の県及び26条政令市、保管事業者、所有事業者、収集運搬業者等、処分業者等及びその他の関係者と相互に連携、協力して、次のとおり確実かつ適正なPCB廃棄物の処理を計画的に推進する。

また、処理施設が設置されている地元自治体に対しては、処理に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、県及び東海地区広域協議会として、豊田PCB処理事業所周辺における環境モニタリングの実施など、積極的な協力を行うこととする。

- ・ 東海地区広域協議会等を活用して、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に進められるよう、関係の県、26条政令市及び処分業者と相互に連携し、調整する。
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社のうち、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理する場合は、円滑な処理促進のため、当該事業対象地域の広域協議会等と調整し、連携を図る。
- ・ 中部近畿産業保安監督部及び関係団体等と連携し、PCB廃棄物の保管状況及びPCB使用製品の所有状況を把握する。
- ・ 電気事業法の高濃度PCB使用電気工作物については、同法の枠組みを最大限活用し、確実に廃棄し処分委託されるよう必要な措置を講ずる。
- ・ 国と連携して、保管事業者及び所有事業者に対し、PCB特別措置法に基づく届出、処分すべき期間内の処分又は廃棄に係る義務及び廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し周知徹底を図る。また、収集運搬業者等及び処分業者等に対し、PCB特別措置法及び廃棄物処理法の遵守を指導徹底する。

なお、安定器については、電気事業法の電気工作物には該当しないものの、PCB特別措置法に基づく廃棄・処分委託に向けた取組に加えて、PCB使用電気工作物の廃止に向けた取組に際し、「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」も活用し、関係者の連携体制を強化しつつ、廃棄・処分委託に向けた周知を行っていく。

第4節 緊急時の対応

高濃度PCB廃棄物の収集運搬経路における事故の発生時等に速やかな対応が図られるよう、東海地区広域協議会において広域（中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理する場合の収集運搬を含む。）における緊急時連絡体制を確保する。

また、収集運搬経路及び処理施設において、万一緊急事態が発生した場合は、県、26条政令市、地元市町村、警察、消防等関係機関及び収集運搬業者等の関係者と連携して、被害及び影響の拡大防止など、適切な対策を早急に講ずる。

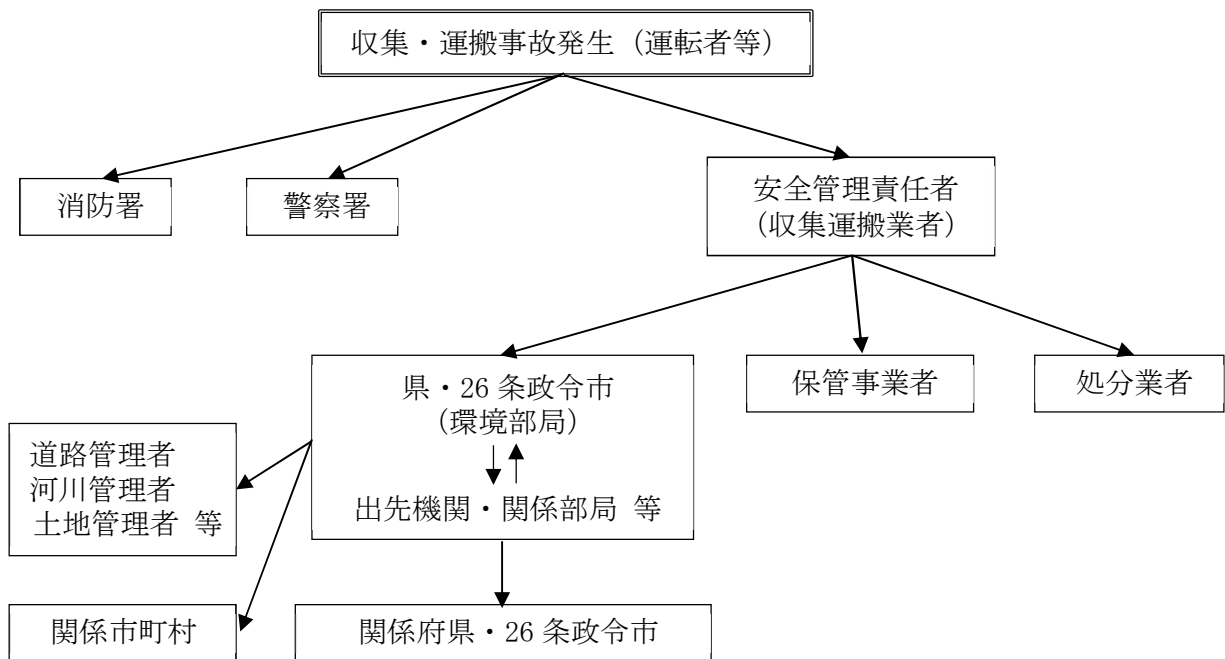


図 4-4-1 高濃度 PCB 廃棄物の収集運搬経路における緊急時連絡体制の概要

第 5 節 県民の理解を深めるための方策

PCB 廃棄物の処理体制を確保し、処理を推進するためには、県民、事業者の理解を得て、その協力の下に円滑に施策を推進することが不可欠である。

県は、PCB 廃棄物処理の安全性、信頼性に対する県民の理解を深めるため、PCB 廃棄物の保管及び処分状況等に係る届出状況を的確に把握し、毎年公表するとともに、啓発パンフレットやホームページ等の媒体を活用して、PCB に関する正しい情報を広く提供する。

処分業者等に対しては、PCB 廃棄物の搬入、処分の状況や排出モニタリング結果等 PCB 廃棄物の処理に関する情報や、処理施設を積極的に公開するよう、また、保管事業者に対しては PCB 廃棄物の処理の委託に際して、処理施設を視察し処理状況を確認するよう周知する。

更に、PCB 廃棄物処理施設の地元市町村が住民参加により処理施設を監視するため監視委員会等を設置する際には、その委員会等に参加し、市町村と連携してリスクコミュニケーションの推進を図る。

第 6 節 その他必要な事項

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについて昭和 49 年以前に製造されたものには、PCB を含む部品を使用した製品があり、これらの家電製品の製造者により部品の取り外し及び保管が行われてきたところである。

市町村が収集した廃家電製品の処理に際しては、これまでどおり当該家電製品の製造者に PCB を含む部品の取り外しを依頼するなど、PCB を含む部品からの環境への排出を抑制していく。